

第 14 期 報 告 書

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

会計監査人の会計報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

株式会社東京スタジアム

第 1 4 期事業報告

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

会社の現況

1 当事業年度の事業の状況

当事業年度は、味の素スタジアムで、サッカーJリーグのFC東京と東京ヴェルディの主催試合を中心に、ラグビーやアメリカンフットボールの試合等を行うとともに、アミノバイタルフィールドでは、アメフトを始め、フットサルやソフトボールなど、多彩なスポーツイベントの誘致を積極的に推進しました。商業イベントについては、a-nation 07 powered by ウイダーinゼリーのコンサートを始め、恒例となったフリーマーケット、大規模な自動車展示会、ランニングイベントなど、全体で、前年度を68回上回る504回のイベントを開催し、約98万人のお客様にご来場いただきました。このほかにも、フットサル施設の利用が約14万人ありました。

営業成果としましては、大きな収入源であるコンサートイベントは1件にとどまったものの、多様なイベントを積極的に誘致したことにより、施設利用売上で377,831千円を計上したのをはじめ、広告看板売上63,369千円、駐車場売上35,247千円、ネーミングライツによる契約金を含めたその他売上288,865千円などを計上しました。その結果、営業収入は、ほぼ前年度並みの970,308千円となりました。

一方、営業費用は、更なる経費削減に努めた結果、スタジアム本体の維持管理費や水道光熱費、東京都からスタジアムを借り受けるために支払った権利金の償却費等の売上原価として656,521千円、販売費及び一般管理費として194,719千円を計上し、費用合計では、前年度と比べ1,094千円減の851,240千円となりました。

これらの結果、営業利益は119,068千円となり、資金運用等の営業外収益が増加したことにより、経常利益は、ほぼ前年度並みの156,263千円を確保し、当期純利益は、前年度と比べ10,984千円増の89,986千円となりました。

2 対処すべき課題

当事業年度は、味の素株式会社とネーミングライツ契約を6年14億円で更新し、6年間の安定的な収入を確保しました。一方、収入の柱のひとつである広告看板収入は、依然として減少傾向にあるなど引き続き厳しい営業環境が見込まれます。また、平成25年の第68回国民体育大会等に向けた陸上トラックの整備など、スタジアム内外の施設内容が変化することに対し、適切な対応を行う必要があります。

今後ともコンサートを始めとする多様なイベントの誘致を積極的に推進するなど、より一層の経営の安定化を図るとともに、株主、スポンサー、関係各機関のご協力を得ながら、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

3 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 11 期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日	第 12 期 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日	第 13 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日	第 14 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日
売 上 高	1,009,813	1,093,916	982,837	970,308
当期純利益	95,287	154,710	79,001	89,986
1 株当たり 当期純利益	493 円 58 銭	801 円 40 銭	409 円 22 銭	466 円 13 銭
総 資 産	8,785,553	8,826,775	8,895,448	8,966,310

注 1：1 株当たり当期純利益は、期中平均株式総数により算出しております。

注 2：第 14 期は、1 の当事業年度の事業の状況をご参照ください。

4 主要な事業内容

- (1)総合陸上競技場の建設及び管理運営の受託
- (2)各種イベントの企画及び開催
- (3)スポーツ施設の運営及び管理
- (4)食品、飲料水、菓子等の販売及び飲食店、みやげ品店の経営
- (5)駐車場の経営及び管理
- (6)競技場施設内における広告スペースの販売
- (7)放送番組の制作、販売
- (8)出版物の企画、発行及び販売
- (9)損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (10)前各号に附帯関連する一切の事業

5 営業所

本社 東京都調布市西町 376 番地 3

6 従業員の状況(平成 20 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
13 名	1 名増	38.6 歳	2 年

注:上記従業員は、全員、他団体、他社から出向しております。

会社の株式に関する事項 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

- 1 株式数 発行可能株式総数 200,000 株
発行済株式の総数 193,050 株

- 2 当期末株主数 45 名

3 大株主

大株主の名称	持株数
東京都	70,000 株

会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（平成 20 年 3 月 31 日現在）

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	柿塚 至	
取締役	永田 正	京王電鉄株式会社常務取締役
〃	清原 慶子	三鷹市長
〃	野口 忠直	府中市長
〃	長友 貴樹	調布市長
〃	石川 良一	稲城市長
〃	中山 弘子	新宿区長
〃	大橋 重男	
〃	渡辺 日佐夫	東京都生活文化スポーツ局長
〃	只腰 憲久	東京都都市整備局長
常勤監査役	横山 利雄	
監査役	青木 國太郎	日の出町長
〃	中西 充	東京都総務局行政部長

注 監査役のうち青木國太郎、中西充は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

（期中就任取締役及び監査役）

平成 19 年 6 月 26 日就任（代表取締役） 柿塚 至
 平成 19 年 6 月 26 日就任（取 締 役） 永田 正
 平成 19 年 6 月 26 日就任（取 締 役） 渡辺 日佐夫
 平成 19 年 6 月 26 日就任（取 締 役） 只腰 憲久
 平成 19 年 6 月 26 日就任（監 査 役） 中西 充

（期中退任取締役及び監査役）

平成 19 年 6 月 26 日退任（代表取締役） 戸井 昌蔵
 平成 19 年 6 月 26 日退任（取 締 役） 下村 良太
 平成 19 年 6 月 26 日退任（取 締 役） 水口 直幸
 平成 19 年 6 月 26 日退任（取 締 役） 柿塚 至
 平成 19 年 6 月 26 日退任（取 締 役） 松田 二郎
 平成 19 年 6 月 26 日退任（監 査 役） 前田 信弘

2 取締役及び監査役の報酬等の総額 (単位：千円)

区分	支給人員	支給額
取締役	2名	14,596
監査役	1名	10,648
計	3名	25,245

注1：期末現在の役員は、取締役10名、監査役3名であります。

注2：取締役の支給人員及び支給額には、平成19年6月26日に退任した取締役1名を含んでおります。

会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

新日本監査法人

内部統制システムの体制整備についての決議の内容の概要

業務の適正を確保する方針

1 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員・従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるためコンプライアンス体制にかかる行動規範を定める。代表取締役社長が繰り返しその精神を役員・従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、総務係においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同係を中心に役員・従業員教育等を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務係が行うものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規則の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当社の社員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

6 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項について、監査役にすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,122,586	流動負債	173,883
現金及び預金	852,001	営業未払金	86,250
売掛金	84,128	未払金	9,702
有価証券	1,155,000	未払費用	6,761
前払費用	14,651	未払法人税等	50,900
未収入金	9,934	未払消費税等	16,401
その他	9,190	預り金	954
貸倒引当金	2,320	その他	2,912
固定資産	6,843,723	固定負債	150,100
有形固定資産	484,030	預り保証金	150,100
建物	147,304		
構築物	310,392		
機械装置	8,067		
車両運搬具	162		
器具備品	18,103		
無形固定資産	3,732,983	負債合計	323,983
ソフトウェア	772	(純資産の部)	
電話加入権	509	株主資本	8,642,327
施設利用権	3,731,701	資本金	9,652,500
投資その他の資産	2,626,710	利益剰余金	1,010,172
投資有価証券	1,385,611	その他利益剰余金	1,010,172
長期前払費用	334,570	繰越利益剰余金	1,010,172
長期性預金	900,000		
その他投資	6,529		
		純資産合計	8,642,327
資産合計	8,966,310	負債及び純資産合計	8,966,310

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損益計算書

(自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		970,308
売 上 原 価		656,521
売 上 総 利 益		313,787
販売費及び一般管理費		194,719
営 業 利 益		119,068
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34,366	
雑 収 入	2,828	37,195
経常利益		156,263
税引前当期純利益		156,263
法人税、住民税及び事業税		66,277
当期純利益		89,986

株主資本等変動計算書

〔自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高	9,652,500	1,100,159	1,100,159	8,552,340	8,552,340
当期変動額					
当期純利益		89,986	89,986	89,986	89,986
当期変動額合計	-	89,986	89,986	89,986	89,986
平成20年3月31日残高	9,652,500	1,010,172	1,010,172	8,642,327	8,642,327

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産は、定額法によっております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	5～41年
構築物	10～50年
機械装置	10～17年
車両運搬具	4年
工具器具備品	3～20年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2)無形固定資産は、定額法によっております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

施設利用権	45年(スタジアムの借受期間)
自社利用のソフトウェア	5年

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金：一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2)消費税等の処理方法

税抜方式により処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 167,099 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当期の末日における発行済株式の数 193,050 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	7,505 千円
未払賞与	1,915 千円
その他	1,877 千円
繰延税金資産小計	11,299 千円
評価性引当額	11,299 千円
繰延税金資産合計	- 千円

(一株当たり情報に関する注記)

1 1株当たり純資産額 44,767 円 29 銭
2 1株当たり当期純利益 466 円 13 銭

本計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査法人の監査報告書

平成 20 年 5 月 19 日

株式会社 東京 スタジアム
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 今井 靖容 印

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 野間 武 印

当監査法人は、会社法第 4 3 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社東京スタジアムの平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 14 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株式資本変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期営業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を適切な基準に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

株式会社東京スタジアム 監査役会

常勤監査役	横山 利雄	印
社外監査役	青木 國太郎	印
社外監査役	中西 充	印